

第4回 鶴見川流域水協議会

開催方法：書面開催

開催日：令和4年9月15日（木）

意見集約：令和4年9月30日（金）

出席者

【水協議会構成員】

東京都副知事、神奈川県副知事、横浜市副市長、
川崎市副市長、町田市副市長、稲城市副市長、
関東地方整備局局長

開催結果

- 1) 鶴見川流域水協議会の法定化及び協議会設置要領の変更が承認された。

鶴見川流域水協議会設置要領

(協議会の設置)

第1条 流域の開発に伴い治水安全度の低下及び水循環系に諸課題を有する鶴見川において、治水施設の整備の積極的な推進及び流域の持つ保水遊水機能の健全な維持等の総合的な治水対策に加え、水循環系の健全化に係る施策を講ずるため、鶴見川流域水協議会（以下「協議会」という）を設置する。なお、本協議会は特定都市河川浸水被害対策法第6条に基づく流域水害対策協議会を兼ねるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は鶴見川総合治水対策及び水循環系の健全化に係る施策の効率的かつ円滑な実施を図るため次の所掌事項を行うものとする。

2. 特定都市河川浸水被害対策法に基づく流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整。
3. 水循環系の健全化に係る施策（鶴見川流域水マスタープラン策定など）の実施に関する協議。

(協議会の組織)

第3条 協議会は、座長及び委員をもって組織する。

2. 座長は関東地方整備局長とする。
3. 委員は別表-1に掲げる者とする。
4. 座長は必要があるときは、協議会に3.に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会)

第4条 協議会に総合治水幹事会及び水循環幹事会を置く。

2. 各幹事会は別表-1に掲げる者をもって組織する。
3. 総合治水幹事会は、協議会の所掌事項の第2条2項の協議事項について、また、水循環幹事会は、所掌事項の第2条3項の協議事項についてあらかじめ協議を行ない、協議会の円滑な運営に資するものとする。
4. 各幹事会の座長は関東地方整備局河川部長とする。
5. 各幹事会の座長は、必要があるときは各幹事会に2.に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(作業部会)

- 第5条 協議会に総合治水作業部会及び水循環作業部会を置く。
2. 各作業部会は別表－2に掲げる者をもって組織する。
 3. 総合治水作業部会は協議会の所掌事項の第2条2項の協議事項について、また、水循環作業部会は、所掌事項の第2条3項の協議事項について、専門的な調査、検討を行う。
 4. 水循環作業部会は、協議事項に応じて別表－2に掲げる者の中から座長が招集するものとする。
 5. 各作業部会の座長は関東地方整備局京浜河川事務所長とする。
 6. 各作業部会の座長は、必要があるときは各作業部会に2.に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(専門部会)

- 第6条 協議会には必要に応じて専門部会を置くことができる。
2. 専門部会への参加要請は、代表事務局から行うものとする。

(意見聴取)

- 第7条 協議会は、必要に応じて鶴見川流域水委員会及び鶴見川流域水懇談会等より、意見聴取を行うものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会、幹事会および作業部会の事務局は、別表－2に示す部局で組織する。なお、京浜河川事務所を代表事務局とする。

(雑則)

- 第9条 この要領に定めるものの他は、協議会に諮り定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成16年8月28日から施行する。
- 2 令和2年8月20日改定
- 3 令和3年1月15日改定
- 4 令和4年3月10日改定
- 5 令和4年9月30日改定

別表－1 鶴見川流域水協議会・幹事会 委員名簿

協議会		総合治水幹事会（※1）	水循環幹事会（※2）
東京都	知事	都市整備局長 建設局長	都市整備局長 建設局長 総務局 総合防災部長 環境局 自然環境部長 産業労働局 農林水産部長 東京消防庁 防災部長 水道局 特命担当部長 教育庁 指導部長
		環境農政局 副局長兼総務室長	環境農政局 副局長兼総務室長 環境農政局 環境部長 環境農政局 農水産部長 国土整備局 都市部長 国土整備局 建築住宅部長 国土整備局 河川下水道部長 くらし安全防災局 副局長兼総務室長 教育局 支援部長
神奈川県	知事	政策局長 総務局 危機管理室長 環境創造局長 建築局長 都市整備局長 道路局長	政策局長 総務局 危機管理室長 環境創造局長 建築局長 都市整備局長 道路局長 市民局長 消防局長 水道局長 教育委員会事務局 総務部長
		総務企画局長 危機管理監 経済労働局長 建設緑政局長 環境局長 まちづくり局長 上下水道事業管理者	総務企画局長 危機管理監 経済労働局長 建設緑政局長 環境局長 まちづくり局長 上下水道事業管理者 消防局長 教育委員会 学校教育部長
横浜市	市長	政策経営部長 道路部長 都市づくり部長 下水道部長 防災安全部長 経済観光部北部・農政担当部長	政策経営部長 道路部長 都市づくり部長 下水道部長 防災安全部長 市民部 市民協働推進担当部長 経済観光部北部・農政担当部長 環境資源部長 教育委員会 学校教育部長
		企画部長 都市建設部長 都市環境整備部長 消防長	企画部長 都市建設部長 都市環境整備部長 消防長
川崎市	市長	企画部長 建政部長 河川部長（◎座長） 環境調整官 住宅調整官 都市調整官 下水道調整官 河川調査官 地域河川調整官 京浜河川事務所長	企画部長 建政部長 河川部長（◎座長） 環境調整官 住宅調整官 都市調整官 下水道調整官 河川調査官 地域河川調整官 京浜河川事務所長
		総務企画局長 危機管理監 経済労働局長 建設緑政局長 環境局長 まちづくり局長 上下水道事業管理者	総務企画局長 危機管理監 経済労働局長 建設緑政局長 環境局長 まちづくり局長 上下水道事業管理者 消防局長 教育委員会 学校教育部長
町田市	市長	企画部長 都市建設部長 都市環境整備部長 消防長	企画部長 都市建設部長 都市環境整備部長 消防長
		企画部長 建政部長 河川部長（◎座長） 環境調整官 住宅調整官 都市調整官 下水道調整官 河川調査官 地域河川調整官 京浜河川事務所長	企画部長 建政部長 河川部長（◎座長） 環境調整官 住宅調整官 都市調整官 下水道調整官 河川調査官 地域河川調整官 京浜河川事務所長
稲城市	市長	企画部長 都市建設部長 都市環境整備部長 消防長	企画部長 都市建設部長 都市環境整備部長 消防長
		企画部長 建政部長 河川部長（◎座長） 環境調整官 住宅調整官 都市調整官 下水道調整官 河川調査官 地域河川調整官 京浜河川事務所長	企画部長 建政部長 河川部長（◎座長） 環境調整官 住宅調整官 都市調整官 下水道調整官 河川調査官 地域河川調整官 京浜河川事務所長
国土交通省 関東地方整備局	局長（◎座長）	企画部長 建政部長 河川部長（◎座長） 環境調整官 住宅調整官 都市調整官 下水道調整官 河川調査官 地域河川調整官 京浜河川事務所長	企画部長 建政部長 河川部長（◎座長） 環境調整官 住宅調整官 都市調整官 下水道調整官 河川調査官 地域河川調整官 京浜河川事務所長
		企画部長 建政部長 河川部長（◎座長） 環境調整官 住宅調整官 都市調整官 下水道調整官 河川調査官 地域河川調整官 京浜河川事務所長	企画部長 建政部長 河川部長（◎座長） 環境調整官 住宅調整官 都市調整官 下水道調整官 河川調査官 地域河川調整官 京浜河川事務所長

（オブザーバー） 【※流域治水プロジェクトのみ】

協議会		総合治水幹事会（※1）	水循環幹事会（※2）
農林水産省 関東農政局	農村振興部 洪水調節機能強化対策官	農村振興部 洪水調節機能強化対策官	農村振興部 洪水調節機能強化対策官
	東京管区气象台 気象防災情報調整官 横浜地方气象台 次長	東京管区气象台 気象防災情報調整官 横浜地方气象台 次長	東京管区气象台 気象防災情報調整官 横浜地方气象台 次長
東日本旅客鉄道 株式会社	横浜支社 総務部 安全企画室 室長	横浜支社 総務部 安全企画室 室長	横浜支社 総務部 安全企画室 室長
	新幹線鉄道事業本部 施設部 管理課長	新幹線鉄道事業本部 施設部 管理課長	新幹線鉄道事業本部 施設部 管理課長
東急電鉄株式会社	鉄道事業本部 工務部 施設保全課長	鉄道事業本部 工務部 施設保全 課長	鉄道事業本部 工務部 施設保全 課長
	施設部 工務課 担当課長	施設部 工務課 担当課長	施設部 工務課 担当課長

（令和4年9月時点）

※1

- ・総合治水ワーキング
- ・鶴見川排水ポンプ運転調整ワーキング
- ・流域対策担当者会議
- ・地球温暖化適応策の推進AP担当者会議
- ・流域治水プロジェクト

※2

- ・雨水浸透の促進に向けたAP担当者会議
- ・流域治水プロジェクト

※ 流域治水プロジェクトは「総合治水幹事会・水循環幹事会」と同構成員にて運用する。

別表-2 鶴見川流域水協議会 作業部会 委員名簿

	所属	総合治水作業部会 (※1)		水循環作業部会 (※2)	
東京都	都市整備局	都市基盤部	施設計画担当課長	施設計画担当課長	
		都市づくり政策部		緑地景観課長	
	建設局	河川部	計画課長	計画課長	
	総務局	南多摩東部建設事務所		副所長兼工事課長	
	環境局	総合防災部		計画調整担当課長	
	産業労働局	自然環境部		水環境課長	
	東京消防庁	農林水産部		農業基盤整備担当課長	
	水道局	防災部		水利課長	
	教育庁	総務部		施設計画課長	
神奈川県	環境農政局	指導部	企画調整担当課長	企画調整担当課長	
		環境部		環境計画課長	
	県土整備局	農水産部	農地課長	農地課長	
		都市部	都市公園課長	都市公園課長	
		建築住宅部	住宅計画課長	住宅計画課長	
		河川下水道部	河港課長	河港課長	
		横浜川崎治水事務所		横浜川崎治水事務所長	
	くらし安全防災局	川崎治水センター		川崎治水センター所長	
	教育局	防災部		危機管理防災課長	
政策局			子ども教育支援課長		
横浜市	総務局		政策担当部長	政策担当部長	
	環境創造局		危機管理部長	危機管理部長	
			政策調整部長	政策調整部長	
	建築局		農政部長	農政部長	
			下水道計画調整部長	下水道計画調整部長	
	都市整備局		企画部長	企画部長	
			建築指導部長	建築指導部長	
	道路局		宅地審査部長	宅地審査部長	
			企画部長	企画部長	
	市民局		計画調整部長	計画調整部長	
	消防局		道路部長	道路部長	
	水道局		河川部長	河川部長	
	教育委員会事務局			地域支援部長	
	鶴見区			警防部長	
	神奈川区			施設部長	
	港北区			総務部長	
緑区			副区長		
青葉区					
都筑区					
川崎市	総務企画局		都市政策部長	都市政策部長	
	危機管理本部		危機対策部長	危機対策部長	
	経済労働局		都市農業振興センター所長	都市農業振興センター所長	
	建設緑政局		道路河川整備部長	道路河川整備部長	
			緑政部長	緑政部長	
	環境局		総務部長	総務部長	
			環境対策部長	環境対策部長	
	まちづくり局		計画部長	計画部長	
			指導部長	指導部長	
	上下水道局		下水道部長	下水道部長	
			水道部長	水道部長	
消防局			警防部長		
教育委員会			総合教育センター所長		
幸区					
中原区					
高津区					
宮前区					
麻生区					
町田市	政策経営部		政策経営部長	政策経営部長	
	道路部		道路部長	道路部長	
	都市づくり部		都市づくり部長	都市づくり部長	
	下水道部		下水道部長	下水道部長	
	防災安全部		防災安全部長	防災安全部長	
	市民部		経済観光部北部・農政担当部長	市民部市民協働推進担当部長	
	経済観光部			経済観光部北部・農政担当部長	
	環境資源部			環境資源部長	
教育委員会			学校教育部長		
稲城市	企画部		企画部長	企画部長	
	都市建設部		都市建設部長	都市建設部長	
	都市環境整備部		都市環境整備部長	都市環境整備部長	
国土交通省	消防本部		消防長		
	関東地方整備局	企画部	環境調整官	環境調整官	
		建政部	住宅調整官	住宅調整官	
	河川部		都市調整官	都市調整官	
			下水道調整官	下水道調整官	
			河川調査官	河川調査官	
京浜河川事務所		地域河川調整官	地域河川調整官		
		京浜河川事務所長 (◎座長)	京浜河川事務所長 (◎座長)		

(オブザーバー) [※流域治水プロジェクトのみ]

農林水産省	関東農政局	農村振興部	洪水調節機能強化対策官	洪水調節機能強化対策官
気象庁	東京管区気象台	気象防災部	気象防災情報調整官	気象防災情報調整官
	横浜地方気象台		次長	次長
東日本旅客鉄道株式会社	横浜支社	総務部 安全企画室	室長	室長
	新幹線鉄道事業本部	施設部	管理課長	管理課長
東急電鉄株式会社	鉄道事業本部	工務部	施設保全課長	施設保全課長
京浜急行電鉄株式会社		施設部	工務課 担当課長	工務課 担当課長

(令和4年9月時点)

- ※1
 ・総合治水ワーキング
 ・鶴見川排水ポンプ運転調整ワーキング
 ・流域対策担当者会議
 ・地球温暖化適応策の推進AP担当者会議
 ・流域治水プロジェクト

- ※2
 ・雨水浸透の促進に向けたAP担当者会議
 ・流域治水プロジェクト

※ 流域治水プロジェクトは「総合治水作業部会・水循環作業部会」と同構成員にて運用する。